

あなたのお家のブロック塀は大丈夫？



出典（一般財団法人 日本建築防災協会）

ブロック塀等の安全を確保することは 所有者の責務 です!!

平成 30 年 6 月 18 日に大阪府北部を震源として発生した地震において、倒壊したブロック塀により尊い命が失われる痛ましい事故が発生しました。

危険なブロック塀を放置することは大変危険です。また、倒壊により他人に危害を加えてしまった場合、損害賠償請求を受けることがあり、**所有者には大きなリスク**があります。

尊い命を守るために、ご自宅のブロック塀等の安全点検を日頃から行いましょう。（2 ページを参照してください）



出典（一般財団法人 消防科学総合センター）

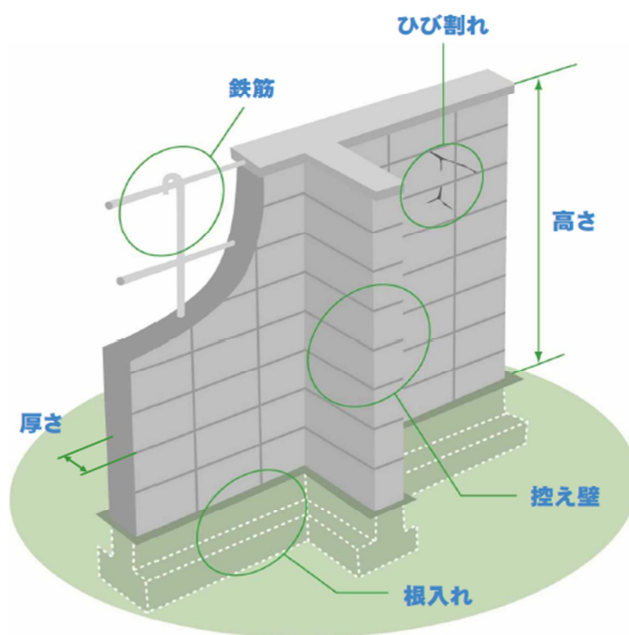
千曲市では危険なブロック塀等の除却費等に対する助成制度があります。ご活用ください。

（詳しくは 3、4 ページ参照してください）

ブロック塀等の点検をしましょう

ブロック塀について、以下の項目にチェックを入れてみましょう。ひとつでも不適合があれば危険ですので、改善しましょう。まず外観でチェックし、ひとつでも不適合がある場合や、わからないことがある場合は、専門家に相談しましょう。

ブロック塀の場合



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1 より一部改

相談先：長野県エクステリア建設業協会
理事 若穂工建 TEL 026-228-2545
(現地調査については有料になる場合があります。)

- 1. 塀の高さは 2.2m 以下ですか。
- 2. 塀の厚さは 10 cm 以上ですか。
(塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合は 15 cm 以上)
- 3. 控え壁はありますか
(塀の高さ 1.2m 超の場合)
 - ・塀の長さ 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がありますか。
- 4. コンクリートの基礎がありますか。
- 5. 塀にひび割れはありませんか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っていますか。
 - ・塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が縦横共 80 cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされていますか。
 - ・基礎の根入れ深さは 30cm 以上ですか。
(塀の高さが 1.2m 超の場合)

組積塀(レンガ造、石造等)の場合



出典 (一般財団法人 日本建築防災協会)

(写真は健全な石造塀です)

- 1. 塀の高さは 1.2m 以下ですか。
- 2. 塀の厚さは十分ですか。
- 3. 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さ 1.5 倍以上の突出した控え壁がありますか。
- 4. コンクリートの基礎がありますか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはありませんか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは 20 cm 以上ですか。

危険なブロック塀等の除去費等に補助が出来ます

(千曲市ブロック塀等安全対策促進事業)

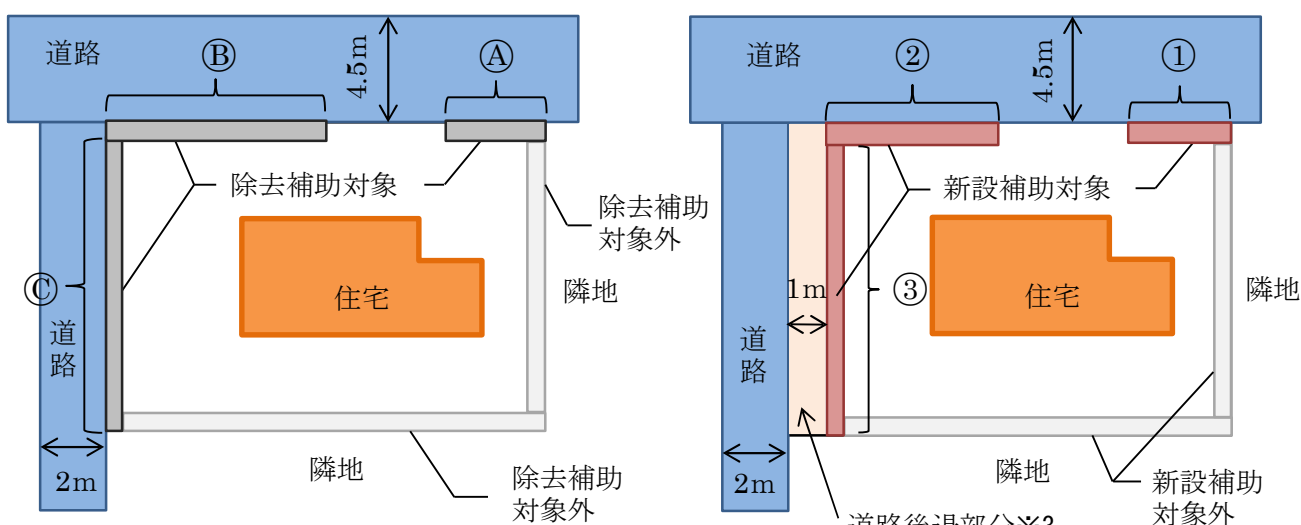
千曲市では地震での被害を未然に防止するため、これから工事を行う「道路に面した」危険なブロック塀等の除去や、除去後引き続き生垣やフェンス等の軽量の塀を設置する費用の一部を助成します。 **まずはお問い合わせください** (お問い合わせ先:裏面下部に記載)

補助要件・補助額等の概要

- 補助対象物
国道、県道及び市が管理する道路に面していて、道路面からの高さが50センチメートルを超えるブロック塀等 (隣地間のブロック塀等は補助対象外)
※1
- 補助対象者
土地の所有者又はその敷地内に居住している方 (土地所有者の承諾を得ている方)
申請者及び同一世帯員に市税の滞納がないこと
- 補助対象工事
①ブロック塀等の除去(基礎も除去するもの)
②ブロック塀等の除去(基礎を残すもの)
③ブロック塀等の除去後引き続き新たな塀等を設置する工事
※2
- 補助額
①除去費(基礎除去)と長さ×15,000円を比較し低い金額の1/2(限度額10万円)
②除去費(基礎残し)と長さ×8,000円を比較し低い金額の1/2(限度額6万円)
③除去後の新たな塀等の設置費と長さ×10,000円を比較し低い金額の1/3(限度額5万円)

※1 ブロック塀等とは・・・コンクリートブロック造の塀・石造及びレンガ造その他の組積造による塀

※2 新たな塀等とは・・・ブロック塀、コンクリート塀等以外の軽量の塀(フェンス、生垣等)



除去対象：塀の高さ50cm以上
塀の長さ(m)の算定 = ① + ② + ③

新設対象：塀等の長さ(m)の算定 = ① + ② + ③

※3 1.8m以上4m未満の道路(建築基準法第42条第2項道路)は道路後退(道路中心から2m後退)が義務付けられていますので、新たな塀を設置する場合は後退が必要となります(後退しない場合、新設は対象外)

～～手続きの流れ～～

●補助金交付申請

・申請書に必要事項を記載し、申請書に書かれている必要書類を添えて建築課建築監理係に直接お申し込みください。

●交付決定通知書の送付(市から届きます)

・申請受付日から概ね10日以内に送付します。通知書が届いてから施工業者と契約し、工事を始めてください。

注意：交付決定通知を受ける前に着手した工事は対象になりません。

●除去等工事の実施

注意：交付決定後工事内容等の変更をする場合は、あらかじめ変更申請の手続きが必要です。

●実績報告書の提出

・工事が完了しましたら、報告書に必要事項を記載し、必要書類を添えて建築課建築監理係に提出してください。

●確定通知書の送付(市から届きます)

・実績報告書を審査した後、補助金額確定通知書を送付します。受領しましたら、同封の請求書を返送下さい。皆様が指定した口座に補助金を振り込みます。

※必ず「**交付決定通知書**」が届いてから施工業者と契約し工事を始めてください。

既に完了している工事や、着手している工事は対象となりません。

詳細についてはお問い合わせください。

※令和9年2月19日(金)までに実績報告書を提出してください。

※申請者本人に代わって施工業者等が申請書類等を提出することができます。(委任状が必要です。)

※審査に当たり、着手前、施工中、施工後に現地・工事現場を確認する場合があります。

注意事項など

- 1 補助金の申請は**ひとつの土地に1回限り**です。
- 2 新たな塀等の設置工事のみの場合は対象となりません。
- 3 手続きに使用する印鑑は**すべて同じもの**を使用してください。
- 4 当事業は、建築基準法に規定する基準等への適合性を保証するものではありません。
- 5 **申請書類**は、市役所の建築課(3階)にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。必要事項を記載し、必要書類を添えて建築課まで**直接持参**してください。
- 6 予算に限りがあるため、申請者が多い場合は翌年度になる可能性があります。



【問い合わせ先】千曲市役所 建設部 建築課 建築監理係 ☎026-273-1111 (内線 3243)